

○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示

令和二年九月三十日
国土交通省告示第千五百五十五号

改正

令和	二年一〇月一六日	国土交通省告示第一三〇九号
同	三年二月二六日	同 第一二八号
同	四年二月二四日	同 第二六四号
同	五年二月二二日	同 第一二二号
同	六年二月二二日	同 第一二三号
同	七年三月十九日	同 第一九一号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十九年国土交通省告示第二百五十九号）の全部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示

- 一 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のもの限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一（一）ア若しくはイ及び一（四）ウ、一（一）エ又は一（四）キの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額とする。
- 二 別表の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一（一）並びに一（四）ウ、才及びキ（b）の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当

該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額）とする。

三 別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、別表の下欄に掲げる金額以下で別に定められた金額がある場合にあつては、当該航空機の着陸料の額は、前号の規定にかかわらず、当該金額とする。

四 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機の着陸料及び停留料の額について、使用料告示並びに第一号及び第二号で定める金額以下で別に定められた金額がある場合にあつては、当該航空機の着陸料及び停留料の額は、使用料告示並びに第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該金額とする。

五 第一号から第三号までの規定は、使用料告示一(四)ア、イ又はエに該当する場合は、適用しない。

六 第四号の規定は、使用料告示一(四)ア又イに該当する場合は、適用しない。

附 則

1 この告示は、令和二年十月一日から施行する。

2 令和二年八月一日から令和三年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、次の各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一(一)ア、イ及びエ並びに一(四)ウ、エ及びキ並びに第二号及び別表の七の項から十の項までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定により計算して得た金額に二十分の十一を乗じた金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額）とする。

一 東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（次号、この項第三号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。） 使用料告示一(一)ア若しくはイ及び一(四)ウ又は一(一)エの規定

二 東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するものであつて、使用料告示一(四)キ(a)ただし書に規定するもの 使用料告示一(四)キ(a)ただし書の規定

三 別表の七の項の上欄に掲げる航空機 同表の七の項の下欄の規定

四 国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するものであつて、使用料告示一(四)キ^①ただし書に規定するもの 使用料告示一(四)キ^①ただし書の規定

五 別表の八の項の上欄に掲げる航空機 同表の八の項の下欄の規定

六 別表の九の項の上欄に掲げる航空機 同表の九の項の下欄の規定

七 別表の十の項の上欄に掲げる航空機 同表の十の項の下欄の規定

3 前項、第五項から第七項まで及び第十項の場合においては、第二号の規定は、使用料告示一(四)ア又はイに該当する場合は、適用しない。

4 令和二年八月一日から令和三年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、附則第二項各号に掲げるものについての使用料告示一(二)の規定の適用については、当該規定中「合計額」とあるのは「合計額に二十分の十一を乗じた金額」とする。

5 令和三年三月一日から令和四年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機（航空運送事業の基盤強化に関する計画を作成し、国土交通大臣に届出を行う定期航空旅客運送事業者（本邦航空運送事業者であつて、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を経営するものをいう。）が運航するものに限る。次項から第十項までにおいて同じ。）のうち、附則第二項各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一(一)ア、イ及びエ並びに一(四)ウ、エ及びキ並びに第二号及び別表の七の項から十の項までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定により計算して得た金額に五分の一を乗じた金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額）とする。

6 令和四年三月一日から令和五年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、附則第二項各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一(一)ア、イ及びエ並びに一(四)ウ、エ及びキ並びに第二号及び別表の七の項から十の項までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定により計算して得た金額に四分の三を乗じた金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額）とする。

7 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、附則第二項各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一(一)ア、イ及びエ並びに一(四)ウ、エ及びキ並びに第二号及び

別表の七の項から十の項までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定により計算して得た金額に六分の五を乗じた金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあつては十分の七）を乗じた金額）とする。

8 令和三年三月一日から令和五年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち附則第二項各号に掲げるものの停留料として使用料告示一(二)の規定により計算される額は、当該規定にかかわらず、無料とする。

9 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、附則第二項各号に掲げるものについての停留料の額は、使用料告示一(二)の規定にかかわらず、当該規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額とする。

10 令和六年三月一日から令和七年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち、附則第二項各号に掲げるものについての着陸料の額は、使用料告示一(イ)ア、イ及びエ並びに一(四)ウ、エ及びキ並びに第二号及び別表の七の項から十の項までの規定にかかわらず、当該航空機が国内航空に従事する重量が百トン以下の航空機であるときは、それぞれ当該各号に掲げる規定により計算して得た金額に十分の七（重量が五十トン以下の航空機にあつては五分の三、重量が二十トン以下の航空機にあつては二分の一）を乗じた金額とする。

附 則 （令和二年一〇月一六日国土交通省告示第一三〇九号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年二月二六日国土交通省告示第一二八号）
この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年三月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月二四日国土交通省告示第二六四号）
この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二二日国土交通省告示第一二二二号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年二月二二日国土交通省告示第一二二号）
この告示は、令和六年三月一日から施行する。

附 則 （令和七年三月十九日国土交通省告示第一九一号）
この告示は、令和七年四月一日から施行する。

別表

航 空 機	期 間	金 額
一 国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るものを除く。以下同じ。）に着陸する航空機のうち国際航空に従事するもの（次項から四の項まで、六の項及び十一の項に掲げるものを除く。）	平成十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	使用料告示一（一）ウ又はエの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額
二 国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下	平成二十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	使用料告示一（一）ウ又はエの規定により計算して得た金額に二分

同じ。）であるもの（四の項に掲げるものを除く。）		の一を乗じた金額
三 空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の再開又は拡大に向けた取組についての届出があった空港（国土交通大臣が設置し、及び管理する同法第四条第一項第六号に掲げる空港に限る。次項において同じ。）に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間	使用料告示一（ウ又はエの規定により計算して得た金額に二十分の七を乗じた金額
四 空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の再開又は拡大に向けた取組についての届出があった空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）。	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間	使用料告示一（ウ又はエの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
五 東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター	平成二十九年十月一日から令	使用料告示一（四）の規定により

便を除く。)に限る。)のうち事業計画(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条第二項第二号又は同法第二百二十九条第二項の事業計画をいう。以下同じ。)において到着時刻を午前二時から午前三時五十九分までの間に設定しているもの(使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。)		和八年三月三十一日までの間 計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
六 東京国際空港若しくは北九州空港に着陸する航空機(国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの(国際貨物チャーター便(貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。)を除く。)に限る。)のうち事業計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は東京国際空港若しくは北九州	平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ウ若しくはエ又は(四)オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額

空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であつて東京空港事務所若しくは北九州空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（十一の項に掲げるものを除く。）		七 東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一(四)キ(a)ただし書に規定するもの並びに九の項及び十の項に掲げるものを除く。）	
旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森		釧路空港、函館空港、高知空港、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機	関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港又は鹿児島空港を使用空港とする路線に係る航空機
		平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	
使用料告示一(一)ア若しくはイ及		使用料告示一(一)ア若しくはイ及び一(四)ウ又は一(一)エの規定により計算して得た金額に五分の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア若しくはイ及び一(四)ウ又は一(一)エの規定により計算して得た金額に三分の二を乗じた金額

八 国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一（四）キただし書に規定するもの及び十の項に掲げるものを除く。）					
東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を使用空港とする路線に係る航空機		その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機		空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、岡山空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機	
成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線		令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間			
使用料告示一（ア）若しくはイ及び一（四）ウ又は一（エ）の規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額		使用料告示一（ア）若しくはイ及び一（四）ウ又は一（エ）の規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額		使用料告示一（ア）若しくはイ及び一（四）ウ又は一（エ）の規定により計算して得た金額に五分の一を乗じた金額	

		線に係る航空機	
その他の航空機			
九 東京国際空港に着陸する航空機（関西国際空港、新千歳空港又は北九州空港を使用空港とする路線に係るものに限る。）のうち運航計画（航空法第百七条の三第二項の運航計画をいう。以下同じ。）において出発時刻若しくは到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもので国内航空に従事するもの		平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	
使用料告示一(一)ア若しくはイ及び一(四)ウ又は一(一)エの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額		使用料告示一(一)ア若しくはイ及び一(四)ウ又は一(一)エの規定により計算して得た金額に三分の一を乗じた金額	
十 使用料告示一(四)キ(6)に規定する航空機		平成九年七月一日から令和八年	
ジェット機（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備		使用料告示一(一)ア若しくはイ及	

十一 直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸す			
その他の航空機	ジェット機	その他の航空機	する航空機をいう。以下同じ。）
平成二十二年七月一日から令和八年三月三十一日までの間		三月三十一日までの間	
使用料告示一（エ）の規定により	使用料告示一（エ）の規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額	使用料告示一（エ）の規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額	び一（四）ウの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額

備考 この表において「空港」とは空港法第二条に規定する空港をいうものとし、「空港等」とは航空法第二条第六項に規定する「空港等」をいうものとする	る航空機	
	計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額	